

## 平成 29（2017）年度共同利用・共同研究の募集について

霊長類研究所では、霊長類に関する共同利用・共同研究を下記のとおり募集いたします。

- 1 申請資格 平成 29 年 4 月 1 日時点で、大学や研究機関の研究者、大学院生またはこれらに相当する方（大学や研究機関は、国内・国外を問いません。また、大学院生は進学予定の学部 4 年次学生を含みます）。大学院生等、若手研究者の積極的な応募を望みます。
- 2 研究期間 平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日までの希望する期間
- 3 研究区分 つぎの 4 つの研究区分を設けています。詳しいことは 4 ページ以降をご覧ください。A・B では研究費を支給します。
  - A 計画研究
  - B 一般個人研究
  - C 随時募集研究
- 4 申請方法 ウェブページからの電子申請となります。所定の申請書ファイルをダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。ダウンロードおよび提出のための画面は、つぎの順序でたどると現れます。

霊長類研究所ホームページ  
> 共同利用・共同研究  
> 平成 29 年度共同利用・共同研究の募集

※ なお、今回より申請書類のフォーマットが変更になっています。かならず新しい申請書ファイルを使用し、記入要領を参考の上ご記入ください。
- 5 申請締切 A・B については、平成 29 年 1 月 15 日（日）。C は年間を通して募集しますが、平成 29 年 4 月の開始を希望する場合は、1 月 15 日（日）までに申請してください。
- 6 研究組織 各研究区分での研究組織はつぎのようになります。
  - A 代表者（1 名）、協力者（0～数名）
  - B 代表者（1 名）、協力者（0～数名）
  - C 代表者（1 名）、協力者（0～数名）
- 7 申請数 申請は、1 人 1 研究課題とします。
- 8 所内対応者 共同利用・共同研究事業の趣旨に鑑み、霊長類研究所の教員（特定教員を含む）と共同で研究をすすめていただきます。対応する教員を「所内対応者」とよびます。申請に先立ち、所内対応者と綿密な打合せを行ってください。

申請者が研究分野の近い教員に直接連絡をとって協議をしたうえで、所内対応者を選定してください。教員の研究分野および連絡先は、霊長類研究所ウェブサイトをご覧ください。

研究分野等の関連が不明の場合は、次ページに記す問合せ先（研究助成掛）に、その旨お知らせください。所内対応者の選定のための仲介をします。

- 9 採否 共同利用・共同研究拠点専門委員会において申請書の内容を審査し、拠点運営協議会にて採否を決定します。採否の連絡は平成 29 年 3 月中旬～下旬となる見込みです。
- 10 大学院生等 大学院生、科学研究費補助金等のプロジェクト経費で雇用されている研究員、またはそれに相当する方が代表者として申請する場合は、エフォートに注意して、申請前に指導教員等の同意を得てください。申請書受理後に、指導教員あてに確認の連絡をします。
- 11 採択の条件 動物個体を用いる実験を含む場合には、原則として所属機関における承認も必要となります。採択には借用書・試料移転契約書・健康診断書等の提出が条件となる場合があります。採択決定後にこれらの手続きを行っていただきます。詳しいことは、採択時に連絡をします。
- 12 所属機関への連絡 所属機関の長への研究実施の連絡を、代表者および分担者の責任で行っていただきます。
- 13 成果報告 研究終了後に、成果報告書を代表者より提出していただきます。また、論文掲載や学会発表時には、共同利用・共同研究で行った成果である旨、記載していただきます。記載のない論文等は共同利用・共同研究の成果と認められませんので注意してください。詳しいことは、採択時に連絡をします。昨年度までの共同利用研究をもとにして出版された論文・学会発表について、霊長類研究所のサーバにオンラインで登録していただきます。過去の採択歴と、平成 29 年 1 月 15 日までに報告された研究成果は、採否や研究費の配分の判断材料のひとつとなります。報告方法について、詳しくは E メールで個別にご連絡します。所属や E メールアドレス等を変更された方は、17 の問い合わせ先にお知らせください。
- 14 情報開示 受理した研究計画書は、霊長類研究所へ所外から情報開示が求められた場合、個人の特定が可能な情報を除き、公開することがあります。研究遂行上公開されたくない箇所（独創性を含む記載等）は、アンダーライン等でマークして、申請書の余白にその旨記してください。公開時に考慮します。
- 15 個人情報等 本募集に関して取得した個人情報等については、京都大学のプライバシーポリシーに準拠してその保護に努めます。プライバシーポリシーの内容は、つぎのウェブページに記載があります。  
京都大学ホームページ > プライバシーポリシー
- 16 宿泊施設 霊長類研究所構内にある宿泊施設を利用できます。宿泊施設を利用する際は所内対応者を通じて予約してください。
- 17 保険について 京都大学では国立大学法人総合損害保険に加入しております。この保険は京都大学が第三者の生命、身体、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われるものです。共同利用・共同研究遂行中に損害事故が発生しても、法律上の賠償責任が京都大学に及ばない場合はこの保険の対象外です。従って、ご自身で傷害保険等のご加入をお勧めします。

18 問合せ先

不明な点がございましたら、お問合せください。

京都大学霊長類研究所 研究助成掛

電話 (0568) 63-0513 (直通)

Eメール [pri-kyodo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp](mailto:pri-kyodo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)

## 共同利用・共同研究の説明

共同利用・共同研究は、A：「計画研究」、B：「一般個人研究」、C：「随時募集研究」の3つの研究区分により実施しています。これらは「共同利用・共同研究拠点」事業として進められていますので、申請の採択は所内外の研究者により構成される共同利用・共同研究拠点専門委員会が審査を行った後、拠点運営協議会により最終決定されます。それぞれ、昨年度の研究課題の継続申請が認められます。継続課題の場合、継続して研究を行うことの必要性和、これまでの研究の進捗状況が、採否と予算配分の判断材料のひとつとなります。その他の点については、新規・継続申請は、同一の基準で審査されます。

当研究所では、動物福祉及び自然保護の観点からサル使用に関して『サル類の飼育管理および使用に関する指針』及び『野生霊長類を研究するときおよび野生由来の霊長類を導入して研究するときのガイドライン』を作成していますので、それに準拠しない研究は採択いたしません。動物個体を用いる研究の場合は、事前に所内対応者と充分相談のうえ、あらかじめ所内対応者から「京都大学動物実験計画書」を提出していることを確認の上、ご応募ください。動物個体を用いる研究には、原則として申請者の所属機関における承認も必要となります。

霊長類研究所において動物個体を対象として実験・観察される場合には、その接触・侵襲の程度に応じて事前に動物取扱に関するライセンスの取得が必要です。ライセンスは霊長類研究所での講習・実習によって取得できます（3年間有効）。所属機関で教育訓練を受けていない場合は、来所時に京都大学の教育訓練を受講することが必要です。また、なお、動物個体を直接扱う研究については、採択後健康診断書の写（主として結核）の提出を必要とします

採択後、当研究所および本学が定める各種ガイドライン等の法規に明らかに違反する行動をとられた場合、あるいは共同利用・共同研究運営に関する取り決めを遵守されなかった場合は、研究の中止や次年度以降の応募資格停止等の処置をとることがありますので、ご注意ください。

研究費の支給を受ける場合は、使用法に関して厳格な規定があります。たとえば、旅費を使用して調査地へ出向いた場合は、現地からのハガキの投函が求められます。規定に違反した場合は、研究の中止や次年度以降の応募資格停止等の処置をとることがありますので、ご注意ください。詳しいことは、採択時に連絡をします。

採択後、やむを得ない事情で、代表者を変更しなければならない場合は、代表者変更申請書を提出してください。代表者の変更は、共同利用研究に応募資格を有する当該研究計画の協力者に限り認められます。研究内容の変更は認められません。所内共同利用実行委員会が審査し、拠点運営協議会が可否を決定します。

代表者変更が承認されなかった場合は、代表者は、研究計画を途中終了し、終了時までには得られた研究成果について通例の報告書を提出してください。

本共同利用・共同研究の成果は、『京都大学知的財産ポリシー』の対象となります。研究の成果として得られた発明等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の取り扱いについては、京都大学と契約を交わす必要がありますので、ご注意ください。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

A 計画研究（個別の研究費は上限 20 万円として各課題の中で調整されます。詳しくは所内対応者にお尋ねください）

霊長類学の先端的研究を推進するために所内外の専門家がテーマを設けて募集する共同研究です。各課題は原則として 2~3 年継続され、終了時点で成果のとりまとめを行うことになっています。なお、「計画研究」として応募されても、所内対応者と相談のうえ「一般個人研究」または「随時募集研究」として採択することがあります。

テーマ名とその概要（カッコ内は所内推進者、下線は代表者）

○頭骨及び歯の形態に関する多面的研究

[実施予定期間 平成 27~29 年度]

(高井正成、西村剛、江木直子、平崎鋭矢、伊藤毅)

霊長類を中心とした動物の頭骨・顎・歯牙の形態やその機能に関して、外表形態の幾何形態学的解析や CT を用いた内部構造解析、運動学的解析、数値シミュレーション分析などといった様々な手法を用いた研究を推進する。

問合せ先 : takai.masanaru.2s@kyoto-u.ac.jp

○霊長類のころ・からだ・くらしにおける発達と加齢に関する総合的研究

[実施予定期間 平成 27~29 年度]

(友永雅己、宮部貴子、林美里、足立幾磨)

チンパンジー、テナガザルなどの類人猿やニホンザルなどの真猿類を主たる対象として、胎生期から老年期までの各年齢段階におけるころ・からだ・くらしの変化とその相互作用について総合的に研究を進める。比較認知科学、行動学、形態学、生理学・獣医学など多様な研究手法のもと、実験室や放飼場などでの認知実験や社会行動の観察、身体機能の発達的变化、加齢にともなう健康管理など、多様なトピックを統合的に推進する。

問合せ先 : tomonaga.masaki.4m@kyoto-u.ac.jp

○先端技術の導入による霊長類脳科学の進展と新たな概念の創出

[実施予定期間 平成 29~31 年度]

(高田昌彦、中村克樹、大石高生、宮地重弘、井上謙一)

光遺伝学・化学遺伝学の応用やウイルスベクターを利用した神経路選択的遺伝子操作技術の開発など、さまざまな先端技術の導入による霊長類脳科学の進展と新たな概念の創出を目指した、革新的で創造的な研究テーマを取り上げる。

問合せ先 : takada.masahiko.7x@kyoto-u.ac.jp

○アジアに生息する霊長類の起源、現在と将来：サルの暮らし、遺伝と形態に関する国際共同研究

[実施予定期間 平成 29~31 年度]

(マイケル・ハフマン、田中洋之、辻大和、濱田穰、岡本宗裕、湯本貴和)

アジアに広く分布するマカク類、ラングール類などを対象に、保全、進化、行動生態など多面的な観点からの基礎および応用的研究を推進する。本課題では、原則的に海外研究者を含む研究課題を採択し、レンジカントリーにおける霊長類学の推進とその実態比較から、野生霊長類の基礎研究を保全管理に結び付けることを目的とする。

問合せ先 : huffman.michael.8n@kyoto-u.ac.jp

**B 一般個人研究（研究費上限 20 万円）**

霊長類研究の総合的發展をめざして、「計画研究」課題の枠にとらわれず、応募者の自由な発意にもとづく「一般個人研究」を求めています。なお「一般個人研究」として応募されても、所内対応者と相談のうえ、「随時募集研究」として採択することがあります。

**C 随時募集研究**

霊長類研究所の研究設備および資・試料を利用できます（生理実験・行動実験・行動観察も含む）。施設および資・試料の有効適切な利用を行う共同研究のみを受け付けます。ただし、予算（旅費、研究費）はつけません。その他図書などの参照も可能です。年度途中で採択された研究に対しては、サルの新規配分は行いません。動物個体を使用する場合は、原則的に所内対応者に配分されたサルを多重利用できる場合にのみ申請が可能です。事前に所内対応者にご相談ください。

# 研究計画の実施可能性に関する審査の説明

申請のあった研究計画について、所内各種委員会が、本研究所等の施設や設備、資試料の状況や各種許可などの観点から、実施できるか否かを審査します。その審査のために必要な確認事項や各種申請書の申請状況等を記載する欄があります。記入漏れがあると、審査が遅れたり、不採択になったりする場合がありますので、漏れのないように注意してください。

共同利用・共同研究拠点専門委員会は、所内各種委員会からの修正意見や審査結果を受けて、申請された研究計画の必要性や妥当性を審査します。

## 資・試料の提供について

本研究所所蔵または本研究所飼育個体由来の資・試料を利用する研究の場合には、本申請書の「I. 所蔵資試料の使用・飼育個体動物からの試料採取に関する計画」を記入する必要があります。ここでいう「資・試料」は、1) 血液、唾液、精液などの体液、2) 臓器、3) 筋肉、4) 毛皮、5) 歯牙、骨格、6) 排泄物、7) DNA、RNA など、8) その他本研究所が認定したもの、を指します。所内資料委員会は、研究計画で必要とされる資・試料の提供、譲渡の可否や必要な手続きについて、すみやかに審査を行います。審査の途中で修正等が要求される場合がありますので、所内対応者と連絡をとって対応してください。

利用にあたっては、下記の条件がありますので、確認の上、遵守してください。利用に先立って、機関間での試料移転契約書(MTA)の締結、または資・試料の借用書の提出が必要な場合があります。詳しくは、所内対応者に確認し、必要な手続きを進めてください。

## 記

京都大学霊長類研究所共同利用・共同研究において提供を受けた本研究所所蔵または本研究所飼育個体由来の資・試料については、

1. 当該の共同利用・共同研究の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
2. 商業的利用に供さない。
3. 第三者に譲渡、貸与、再利用許諾を行わない。
4. 当該の共同利用・共同研究が終了した時点で研究所に返却するか、責任をもって廃棄処分する。年度を越えた利用を希望する場合は改めて共同利用・共同研究の申請を行う。
5. 利用の結果生じる、いかなる事象に関しても、本研究所の責任を一切問わない。

## 動物実験計画書について

動物実験を伴う計画（新規採血等も含む）を行う場合は、「京都大学動物実験計画書」（以下、計画書）を提出し、『サル類の飼育管理および使用に関する指針』に準拠した研究であることを認められ、許可される必要があります。実験責任者は霊長類研究所教員であることが求められるため、所内対応者と相談の上、原則として所内対応者を責任者として、本申請のより具体的な内容が対応者から申請されていることを確認してください。

所内動物実験委員会は、研究目的を達成するための動物実験の方法・手技や、日常及び実験操作・処置後の管理や取り扱いの妥当性について、すみやかに審査を行ないます。ここでは、「反証されない限り、人間にとって苦痛をもたらすような扱いは動物にとっても苦痛であるとみなす」という基本原則に立って、苦痛の軽減等についてできる限り配慮された方法が適切に選択されているかどうかについても審査されます。審査の途中で修正等が要求される場合がありますので、所内対応者と連絡をとって対応してください。

## 遺伝子組み換え実験・病原体取扱について

研究計画の中で遺伝子組み換え実験を行う場合は、本学の「組換え DNA 実験申請書」を提出し、許可を受ける必要があります。また、病原体取り扱い実験（ウイルスベクターを含む）が研究計画に含まれる場合は、所内バイオセーフティ委員会に「BSL2 病原体取扱申請書」を提出し、許可を受ける必要がある場合がありますので、事前に所内対応者と十分相談の上、ご応募ください。審査の途中で修正等が要求される場合がありますので、所内対応者と連絡をとって対応してください。

## 野外調査について

野外調査を伴う計画を行う場合は、原則として、『野生霊長類を研究するときおよび野生由来の霊長類を導入して研究するときのガイドライン』に準拠した研究であることが求められます。試料収集や捕獲、侵襲的実験を行う場合も、同ガイドラインに準拠していることが必要です。所内野外研究委員会は、研究目的を達成するための野外調査の方法や計画の妥当性について、すみやかに審査を行いません。審査の途中で修正等が要求される場合がありますので、所内対応者と連絡をとって対応してください。

## ヒトを対象とした実験について

ヒトを対象とした実験を伴う計画を行う場合は、「ヒトを対象とした研究計画申請書」を提出し、ヘルシンキ宣言等の人権擁護の趣旨に則り、また、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第五十九号）に基づき、安全かつ倫理的配慮が十分なされている研究であることを認められ、許可される必要があります。研究責任者は霊長類研究所教員であることが求められるため、所内対応者と相談の上、原則として所内対応者を責任者として、本申請のより具体的な内容が対応者から申請されていることを確認してください。

所内ヒトを対象とした研究倫理委員会は、研究目的を達成するための実験の方法やデータ管理や取り扱いの妥当性について、すみやかに審査を行いません。審査の途中で修正等が要求される場合がありますので、所内対応者と連絡をとって対応してください。

※参考：各種ガイドライン（一部）

サル類の飼育管理および使用に関する指針（第 3 版）

[http://www.pri.kyoto-u.ac.jp/research/sisin2010/guideline\\_ver3\\_20100615.pdf](http://www.pri.kyoto-u.ac.jp/research/sisin2010/guideline_ver3_20100615.pdf)

野生霊長類を研究するときおよび野生由来の霊長類を導入して研究するときのガイドライン

<http://www.pri.kyoto-u.ac.jp/research/guide-j2014.html>

ヘルシンキ宣言

<http://www.med.or.jp/wma/helsinki.html>

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省）

[http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1443\\_01.pdf](http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1443_01.pdf)

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス（文部科学省）

[http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1500\\_02.pdf](http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1500_02.pdf)



## 使用可能なサルの種類と頭数について

平成 29 年度、当研究所において利用可能なサルは下記のとおりです。

### 記

#### I. 実験殺又は手術用

##### 1. 供給が予定されているもの

| 種 名                                    | 体重・性別等  | 頭数 | 種 名  | 体重・性別等  | 頭数 |
|--|---------|----|--|---------|----|
| ニホンザル<br><i>Macaca fuscata</i>         | 2~15kg  | 20 | アカゲザル<br><i>Macaca mulatta</i><br>(おもに中国産) | 2~15 kg | 20 |
| コモンマーモセット<br><i>Callithrix jacchus</i> | 30~450g | 10 | タイワンザル<br><i>Macaca cyclopis</i>           | オス1メス1  | 2  |
| マントヒヒ<br><i>Papio hamadryas</i>        | メス3     | 3  | ボンネットザル<br><i>Macaca radiata</i>           | メス1     | 1  |
| ヨザル<br><i>Aotus trivirgatus</i>        |         | 8  |  |         |    |

詳細については所内対応者にお問い合わせください。ニホンザルとアカゲザルについては1~3歳のものが多数を占めます。

#### II. 非実験殺用

##### 1. 行動観察用 (いずれも社会的なまとまりを持った集団)

| 種 類                         | 頭 数 | 備 考                                    |
|-----------------------------|-----|--|
| ニホンザル <i>Macaca fuscata</i> | 37  | 放飼場 ( 1,200m <sup>2</sup> ・年齢、血縁関係既知 ) |
| "                           | 48  | " ( 850m <sup>2</sup> ・ " )            |
| "                           | 43  | " ( 500m <sup>2</sup> ・ " )            |
| "                           | 54  | " ( 730m <sup>2</sup> ・ " )            |
| "                           | 47  | " ( 4,600m <sup>2</sup> ・ " )          |
| "                           | 34  | " ( 4,900m <sup>2</sup> ・ " )          |
| "                           | 45  | " ( 3,900m <sup>2</sup> ・ " )          |
| "                           | 41  | " ( 3,400m <sup>2</sup> ・ " )          |
| アカゲザル <i>Macaca mulatta</i> | 52  | " ( 530m <sup>2</sup> ・ " )            |
| "                           | 43  | " ( 700m <sup>2</sup> ・ " )            |

放飼場やグループケージでの行動観察は、年度途中で採択された申請に対しても許可します。ただし他の研究者との調整が必要な場合がありますので、事前に対応者にご相談ください。

##### 2. 採血用・行動実験用など：供給が予定されているものですが、種類・頭数には多少変動があります。

| 種 類                              | 頭数  | 種 類                                 | 頭数 |
|----------------------------------|-----|-------------------------------------|----|
| チンパンジー <i>Pan troglodytes</i>    | 13  | ケナガクモザル <i>Ateles belzebuth</i>     | 1  |
| アジルテナガザル <i>Hylobates agilis</i> | 3   | ヨザル <i>Aotus trivirgatus</i>        | 8  |
| ニホンザル <i>Macaca fuscata</i>      | 100 | コモンマーモセット <i>Callithrix jacchus</i> | 10 |
| アカゲザル <i>Macaca mulatta</i>      | 50  |                                     |    |
| ボンネットザル <i>Macaca radiata</i>    | 1   |                                     |    |

行動観察用・採血用・行動実験用の区別は便宜的なものです。行動観察用の集団の採血は9月から11月にかけて行う放飼群の定期検診時にお願います。行動観察用の集団から、秋に間引きを行う個体があります。上記の種類・頭数の範囲を越える研究の場合は、サルの使用計画「1. 研究計画・方法の詳細」の欄に明記してください。